

子ども子育て支援新制度で保育料の月額負担が軽減される！？

上の原幼稚園 園長 金子貴明

平成 27 年度より始まりました『子ども子育て支援新制度(以下、新制度)』はご存知ですか？
幼稚園見学にいらした保護者の皆様の反応を見る限り、幼稚園・保育園選びをする上で一番気になる

「保護者の月額負担」を左右する制度なのに、しっかりと理解されている方はごく少ない、
という印象を受けます。そこで、当園が新制度に移行するに際し「私が保護者の立場なら、真っ先に知りたいのはこの情報！」という部分…つまり「月々の負担がいくらになるのか」のみを行政の資料の中
から抜き出してみました。ご一読ください。



※特別徴収(給与から天引きされている人)の場合。
※自営業などの方は別の書式ですが、
とにかく『市』の『所得割額』の欄を探してください。

幼稚園ではこれまで「**どのご家庭でも保育料は一律**」で引き落とさせていただいていました。
今後、新制度に移行した園では「**保育料が各家庭の収入に応じて変わる**」ようになります。
表を見ながら月額負担を試算してみましょう！

- 試算に必要な下記書類をお手元にご用意ください。
 - 自営業の方：**市民税・県民税税額決定・納税通知書**
 - 会社勤めの方：**給与所得等に係る市民税・県民税特別徴収額の決定通知書**
- 『市』の『所得割額』を確認し、【**認定区分表**】の認定区分に応じた保育料を割り出します。
幼稚園の場合は小学3年生以下の子ども的人数によって【**きょうだい区分**】が変わります。
【**第3子**】以降は保育料が無料です。
- 当園の場合は保育料と併せて教材料 2,000 円を『**特定負担額**』として引き落とさせていただきます。又、バス利用者はバス代 3,000 円も併せて引き落とさせていただきます。
2 で割り出した金額にそれぞれを足した金額が『**毎月の納付金額**』です。

※ 掲載している表は平成 29 年度のもので、正式な金額は平成 30 年度版の公表をお待ちください。
尚、この表は「新制度に移行した幼稚園・認定こども園」共通のもので、
※ 例として挙げている教材料・バス代の金額は「上の原幼稚園の平成 29 年度のもの」です。平成 30 年度の場合は 10 月 15 日以降の募集要項配布の際に公表いたします。又、特定負担額やバス代など、保育料以外の保護者負担額は各園さまざまです。必ず各園にお問い合わせください。
※ 前年 1～12 月の年収に応じて当年 6 月からの住民税が変わります。それに応じて 9 月から認定区分・負担区分が変わり、保育料が変わる人もいます。又、離婚・結婚などで認定区分・負担区分が変わる事も有ります。
どのタイミングであっても横浜市から送付される認定証をもって正式な区分決定・変更となり、引き落とされる保育料も適時変更となります。
※ 詳細は横浜市が発行しているリーフレット「はじまるよ！子ども・子育て支援新制度」をご覧ください。
※ 新制度に移行していない園では「横浜市就園奨励補助金」が年額で支給されます。

★試算してみましょう★

	月額負担
保育料 ※認定区分表から算出	
教材料 (正式名称は特定負担額)	2,000 円
バス代 ※利用者のみ	3,000 円 ※利用者のみ
合計	

★きょうだい区分の割り出し方★

- 1 年生になる兄がいる → 在園児は第 2 子扱い
- 4 年生になる兄がいる
→ 兄はカウントされず、在園児が第 1 子扱い
- 3 年生と 1 年生になる兄がいる(計 2 人)
→ 在園児は第 3 子扱い
- 年長と年少に在籍する
→ 年長児が第 1 子、年少児が第 2 子扱い
- 双子が年中に在籍する
→ 1 人目が第 1 子、2 人目が第 2 子扱い
- 1 年生に兄、年中に在園児、保育園 1 歳児に弟
→ 年中児は第 2 子、1 歳の弟は別表で第 2 子

※ 保育園との比較の際は別の表が必要になります。
区役所にお問い合わせください。
※ 多くの幼稚園で取り組んでいる「預かり保育」を併用する事で、両親共働きのご家庭であっても「幼稚園教育」を選択できます。ご検討ください

【認定区分表】※平成 29 年度版

負担区分	認定区分 対象施設・事業 きょうだい区分 保育必要時間	1 号		
		認定こども園(教育利用) 幼稚園		
		第 1 子※	第 2 子※	
A	生活保護世帯	0	0	
B2	市民税非課税	2,100	0	
C	市民税均等割のみ	3,000	0	
市民税所得割額※	D1	市民税所得割課税額 10,000 円以下	6,300	2,200
	D2	10,001 円以上 ~ 48,600 円以下	7,500	2,700
	D3	48,601 円以上 ~ 50,400 円以下	9,400	3,300
	D4	50,401 円以上 ~ 57,700 円以下	10,900	3,900
	D5	57,701 円以上 ~ 77,100 円以下	12,600	4,500
	D6	77,101 円以上 ~ 97,000 円以下	15,000	5,500
	D7	97,001 円以上 ~ 102,600 円以下	17,000	6,700
	D8	102,601 円以上 ~ 120,600 円以下	17,000	6,700
	D9	120,601 円以上 ~ 138,600 円以下	18,800	8,100
	D10	138,601 円以上 ~ 169,000 円以下	18,800	8,100
	D11	169,001 円以上 ~ 174,900 円以下	18,800	8,100
	D12	174,901 円以上 ~ 192,900 円以下	20,300	9,300
	D13	192,901 円以上 ~ 211,200 円以下	20,300	9,300
	D14	211,201 円以上 ~ 228,900 円以下	21,800	10,900
	D15	228,901 円以上 ~ 246,700 円以下	21,800	10,900
	D16	246,701 円以上 ~ 255,700 円以下	21,800	10,900
	D17	255,701 円以上 ~ 264,700 円以下	23,000	11,500
D18	264,701 円以上 ~ 273,700 円以下	23,000	11,500	
D19	273,701 円以上 ~ 282,700 円以下	23,000	11,500	
D20	282,701 円以上 ~ 291,700 円以下	23,000	11,500	
D21	291,701 円以上 ~ 301,000 円以下	24,000	12,000	
D22	301,001 円以上 ~ 309,700 円以下	24,000	12,000	
D23	309,701 円以上 ~ 335,800 円以下	24,000	12,000	
D24	335,801 円以上 ~ 361,300 円以下	25,200	12,600	
D25	361,301 円以上 ~ 387,700 円以下	25,200	12,600	
D26	387,701 円以上 ~ 397,000 円以下	25,200	12,600	
D27	397,001 円以上	25,200	12,600	
ひとり親世帯等	B1	市民税非課税でひとり親世帯等	0	0
	E0	市民税均等割のみでひとり親世帯等	0	0
	E1	D1 階層でひとり親世帯等	2,100	0
	E2	D2 階層でひとり親世帯等	2,100	0
	E3	D3 階層でひとり親世帯等	2,100	0
E4	D4 階層でひとり親世帯等	2,100	0	
	D5 階層でひとり親世帯等	2,100	0	